

第六三回

参第一八号

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（案）

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「 第二条の二」に改める。

本則（第三十四条第一項を除く。）中「遺族」を「遺族等」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律で「平均給与額」とは、次に掲げる金額の合計額（第二十八条においては、第一号に掲げる金額）をいう。

一 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額（イ又はロの場合においてイ又はロによつて計算した金額を下ることとなるときは、イ又はロによつて計算した金額）

イ 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

ロ 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額についてイの方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

二 基準日から起算して過去一年間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日までの間）にその職員に対して支払われた期末手当及び勤勉手当並びにこれらに類する自治省令で定める手当（前項の政令で定める者にあつては、これらの手当に相当する手当）の総額をその期間の総日数で除して得た金額

第二条第三項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条第四項中「第二項」を「第二項第一号」に、「同項」を「同号」に、「平均給与額」を「同号の金額」に改め、同条第六項中「前四項」を「前五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項第二号に規定する期間中に前項各号の一に該当する日がある場合には、勤務しなかつたことにより平均給与額の算定上不利となることがないように自治省令で定めるところにより、必要な調整を加えて同号の金額を計算する。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

（通勤災害）

第二条の二 通勤途上の事故（通常通勤に伴わないと認められるものを除く。）による災

害は、公務上の災害とみなしてこの法律を適用する。

第十一条第二項中「十二人以内」を「十八人以内」に改め、同条第三項を次のように改める。

- 委員は、職員の任命権者を代表する者、職員を代表する者及び学識経験を有する者について、自治大臣がそれぞれ同数を任命する。

第二十五条第三号中「ロ 傷害補償一時金」を

「ロ 傷害補償一時金
ハ 介護料」

に改め、同条第四号中「ロ 遺族補償一時金」を

「ロ 第一種遺族補償一時金
ハ 第二種遺族補償一時金」

に改める。

第二十八条中「の百分の六十」を削る。

第二十九条第一項を次のように改める。

職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき別表第一に定める程度の身体障害が存する場合においては、障害補償として、同表に定める第一級から第七級までの等級に該当する身体障害がある場合にあつては障害補償年金及び障害補償一時金を支給し、同表に定める第八級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合にあつては障害補償一時金を支給する。この場合において、障害補償年金は、当該障害が存する期間、支給するものとする。

第二十九条第六項中「別表」を「別表第一」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第八項とする。

この場合において、新たに該当するに至つた等級が、別表第一に定める第一級から第七級までのものであるときは、障害補償一時金は支給せず、同表に定める第八級から第十四級までのものであるときは、障害補償一時金の額は、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に別表第二に定める日数を乗じて得た額とする。

第二十九条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「別表」を「別表第一」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 障害補償年金の額は、別表第一に定める障害の等級に応じ、平均給与額に別表第二に定める日数を乗じて得た額に相当する額とする。
- 障害補償一時金の額は、別表第一に定める第一級から第七級までの等級に該当する身体障害がある場合には、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に別表第三に定める日数を乗じて得た額に相当する額とし、別表第一に定める第八級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に別表第二に定める日数を乗じて得た額に相当する額と平均給与額に別表第三に定める日数を乗じて得た額に相当する額との合計額とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、障害補償年金を受ける場合において当該障害に基づき常時介護を必要とするときは、介護料として、その必要とする期間、一年につき当該障害補償年金の額の百分の五十に相当する金額を毎年支給する。

第三十一条中「又は遺族補償一時金」を「、第一種遺族補償一時金又は第二種遺族補償一時金」に改める。

第三十二条第一項本文中「兄弟姉妹であつて、」を「兄弟姉妹であつて」に改め、「生計を維持していたもの」の下に「並びにその他の者であつて職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、配偶者、父母及び祖父母以外の者にあつては、職員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上であつたか又は自治省令で定める廃疾の状態にあつた場合に限るものとする。

第三十二条第三項中「及び兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹及びその他の者」に改める。

第三十三条第一項第一号中「百分の二十五」を「百分の五十」に改め、同項第二号中「百分の五」を「百分の十」に、「百分の二十五」を「百分の五十」に改める。

第三十四条第一項各号列記以外の部分中「遺族」を「者」に改め、同項第二号中「含む。）をしたとき」を「含む。以下この号において同じ。」をしたとき（死亡した職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の者については、死亡した職員の直系血族又は直系姻族と婚姻したときを除く。）に改め、同項第三号中「直系血族」の上に「死亡した職員の」を加え、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 配偶者、父母及び祖父母以外の者については、十八歳に達したとき（職員の死亡の時から引き続き第三十二条第一項ただし書の自治省令で定める廃疾の状態にあるときを除く。）

六 配偶者、父母及び祖父母以外の者で第三十二条第一項ただし書の自治省令で定める廃疾の状態にあるものについては、その事情がなくなつたとき（十八歳未満であるか又は職員の死亡の当時五十五歳以上であつたときを除く。）

第三十六条（見出しを含む。）中「遺族補償一時金」を「第一種遺族補償一時金」に改める。

第三十七条第一項各号列記以外の部分中「遺族補償一時金」を「第一種遺族補償一時金」に改め、同項第二号中「、父母」及び「、祖父母」を削り、同項第三号中「、主として職員の収入によつて生計を維持していた者」を「職員の収入によつて生計を維持していたもの」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（第二号に該当する者を除く。）

第三十七条第二項中「遺族補償一時金」を「第一種遺族補償一時金」に改め、同条第三項を削る。

第三十八条第一項を次のように改める。

第一種遺族補償一時金の額は、平均給与額の千日分に相当する額（第三十六条第二号

の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

第三十八条第二項中「遺族補償一時金」を「第一種遺族補償一時金」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(第二種遺族補償一時金)

第三十八条の二 第二種遺族補償一時金を受けることができる遺族等は、職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 第三十二条第三項の規定は、第二種遺族補償一時金を受けるべき遺族等の順位について準用する。

第三十八条の三 第二種遺族補償一時金の額は、平均給与額の三千日分に相当する額とする。

2 第三十三条第二項の規定は、第二種遺族補償一時金の額について準用する。

第三十九条第三項及び第四項中「遺族補償一時金」を「第一種遺族補償一時金」に改め、同条に次の一項を加える。

7 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて第二種遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族等となるべき者を故意に死亡させた者は、第二種遺族補償一時金を受けることができる遺族等としない。

第四十条第一項中「障害補償年金」の下に「若しくは介護料」を加える。

第四十一条に次の一項を加える。

2 介護料の支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その消滅した月の翌月以後の分として介護料が支払われたときは、その支払われた介護料は、その後に支払うべき障害補償年金の内払とみなすことができる。

第四十二条中「六十日分」を「九十日分」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その額が二十万円に満たないときは、二十万円とする。

第五十三条第二項中「学識経験を有する者」を「人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は補償に関する学識経験を有する者」に改める。

第五十四条の次に次の三条を加える。

第五十四条の二 審査会に、参与八人以内を置く。

2 参与は、職員の任命権者を代表する者及び職員を代表する者について、基金の理事長がそれぞれ同数を委嘱する。

3 参与の任期は、二年とする。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。

4 参与は、再任されることができる。

5 参与は、口頭審理の手續による審理の期日に出頭して意見を述べ、若しくは意見書を提出し、又は審理に関し審査会の権限の行使を促すことができる。

第五十四条の三 不服申立ての審理は、口頭審理の手續による。ただし、不服申立人の請求があつたときは、この限りでない。

2 口頭審理の手続による審理は、公開して行なう。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

第五十四条の四 審査会は、口頭審理の手続による審理の経過について、調書を作成しなければならない。

2 不服申立人、補償に関する決定をした者及び参与は、前項の調書を閲覧することができる。

第五十五条第二項中「学識経験を有する者」を「人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は補償に関する学識経験を有する者」に改め、同条第三項中「前条」を「第五十四条から前条まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十四条の二第一項中「八人以内」とあるのは「四人以内」と、同条第二項中「基金の理事長」とあるのは「従たる事務所の長」と読み替えるものとする。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(政令への委任)

第五十五条の二 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、不服申立ての手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条を次のように改める。

(補償の額の改定)

第五十七条 自治大臣は、政令で定めるところにより、労働省において作成する毎月勤労統計における全産業の労働者一人当たりの平均賃金額(以下「平均賃金額」という。)が昭和四十五年における平均賃金額の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、第四十二条ただし書に規定する葬祭補償の最低保障額を改定するものとする。

2 前項の規定は、同項の規定による改定後の同項に規定する額の改定について準用する。この場合において、同項中「昭和四十五年における平均賃金額」とあるのは、「直近の改定に係る上昇し又は低下した平均賃金額」と読み替えるものとする。

第五十七条の次に次の一条を加える。

第五十七条の二 休業補償、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者については、基金は、自治省令で定めるところにより、平均賃金額が基準日の属する年における平均賃金額の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該補償の額を改定するものとする。

2 前項の規定は、同項の規定による改定後の同項に規定する額の改定について準用する。この場合において、同項中「基準日の属する年における平均賃金額」とあるのは、「直近の改定に係る上昇し又は低下した平均賃金額」と読み替えるものとする。

附則第六条第一項中「遺族」を「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」に、「平均給与額」を「地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第 号）による改正前の第二条第二項の平均給与額」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

別表中日数の欄を削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二

等 級	日 数
第 一 級	三六五
第 二 級	三五〇
第 三 級	三三〇
第 四 級	三〇〇
第 五 級	二六〇
第 六 級	二二〇
第 七 級	一八〇
第 八 級	八〇〇
第 九 級	六八〇
第 一〇級	五二〇
第 一 一 級	四〇〇
第 一 二 級	二七〇
第 一 三 級	二〇〇
第 一 四 級	一二〇

別表第三

等 級	日 数
第 一 級	三、五〇〇
第 二 級	三、二〇〇
第 三 級	三、〇〇〇
第 四 級	二、五〇〇
第 五 級	二、二〇〇
第 六 級	一、八〇〇
第 七 級	一、五〇〇
第 八 級	一、二〇〇
第 九 級	一、〇二〇
第 一〇級	七八〇
第 一 一 級	六〇〇
第 一 二 級	四〇〇
第 一 三 級	三〇〇
第 一 四 級	一八〇

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。)第二条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に発生した事故による災害については、適用しない。

第三条 新法第二十八条の規定は、施行日以後の期間に係る休業補償について適用し、同日前の期間に係る休業補償については、なお従前の例による。

第四条 新法第二十九条第二項及び別表第二(第一級から第七級までに係る部分に限る。)の規定は、施行日の属する月以後の期間に係る障害補償年金について適用し、同月前の期間に係る障害補償年金については、なお従前の例による。

第五条 新法第二十九条第一項(障害補償一時金に係る部分に限る。)及び第三項、別表第二(第八級から第十四級までに係る部分に限る。)並びに別表第三の規定は、施行日以後に生じた支給事由に係る障害補償一時金について適用し、同日前に生じた支給事由に係る障害補償一時金については、なお従前の例による。

第六条 新法第二十九条の二の規定は、施行日前に支給事由の生じた障害補償年金を受けする場合についても適用する。この場合において、新法第四十条第一項の規定の適用については、同項中「支給すべき事由が生じた月の翌月」とあるのは、「地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日の属する月(支給すべき事由が同月に生じたときは、同月の翌月)」と読み替えるものとする。

第七条 この法律施行の際現に遺族補償年金を受ける権利を有する者があるときは、その者に関しては、遺族補償年金を受けるべき遺族等の順位は、新法第三十二条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条 新法第三十三条第一項の規定は、施行日の属する月以後の期間に係る遺族補償年金について適用し、同月前の期間に係る遺族補償年金については、なお従前の例による。

第九条 新法第三十一条(第一種遺族補償一時金及び第二種遺族補償一時金に係る部分に限る。)及び第三十六条から第三十八条の三までの規定は、施行日以後に生じた支給事由に係る第一種遺族補償一時金及び第二種遺族補償一時金について適用し、同日前に生じた支給事由に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

第十条 新法第四十二条の規定は、施行日以後の職員の死亡に係る葬祭補償について適用し、同日前の職員の死亡に係る葬祭補償については、なお従前の例による。

第十一条 施行日前にされた審査請求及び再審査請求については、なお従前の例による。

(運営審議会の委員の地位)

第十二条 この法律の施行の際現に在職する地方公務員災害補償基金の運営審議会の委員は、その地位を失うものとする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十三条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「 第二条の二」に改める。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

(通勤途上の事故による傷病)

第二条の二 通勤途上の事故(通常通勤に伴わないと認められるものを除く。)による
病気又は負傷は、公務による病気又は負傷とみなしてこの法律を適用する。

理 由

地方公務員災害補償法の施行状況にかんがみ、通勤災害にも公務災害補償を行ない、障害補償等の基準とされる平均給与額の算定の基礎に期末手当等を算入することとし、補償内容を拡充し、補償の額の改定に毎月勤労統計に基づくスライド制を採用するとともに、基金の運営審議会を三者構成に改め、基金の審査会及び支部審査会に参与を置き、補償に関する決定に対する不服申立てについて原則として公開の口頭審理の手続によるべきことを定める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。